

Virtual Circuit Interface個別規定

BBIX 株式会社

第1章 総則

第1条 （適用範囲）

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このVirtual Circuit Interface個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Virtual Circuit Interfaceを提供します。Virtual Circuit Interfaceのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト (<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定として Virtual Circuit Interfaceの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条 （定義）

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Virtual Circuit Interface利用者」とは、Virtual Circuit Interface利用契約を締結した者をいいます。
2. 「更新」とは、所有するVirtual Circuit Interfaceの帯域変更をいいます。
3. 「Virtual Circuit Interface SLA」とは、Virtual Circuit Interfaceに求められる品質保証の水準と、その水準の未達時に当社がVirtual Circuit Interface利用者に対して行う返金などについて定めた合意のことをいいます。
4. 「Virtual Circuit Interface利用契約」とは、本個別規定に基づきVirtual Circuit Interface利用者と当社の間で成立する Virtual Circuit Interfaceの利用に関する契約をいいます。
5. 「利用日数」とは、Virtual Circuit Interface利用契約の課金開始日を1日目として利用契約の終了日までの日数のことをいいます。利用契約の成立から課金開始日の前日までの期間は「利用日数」には含まないものとします。

第2章 利用契約

第3条 （利用契約の条件）

Virtual Circuit Interface利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条 （利用契約の単位）

当社は、1つのリソースごとに1つのVirtual Circuit Interface利用契約を締結します。

第5条 （利用契約の成立）

1. Virtual Circuit Interface利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Circuit Interface利用者はVirtual Circuit Interface利用契約の申込に際して、予め利用帯域を当社に対して申告するものとします。
3. Virtual Circuit Interface利用契約は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Circuit Interface利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
4. Virtual Circuit Interface利用契約の成立以降、当該Virtual Circuit Interfaceを利用できるものとします。

第6条 （キャンセル）

1. Virtual Circuit Interface利用者は、Virtual Circuit Interface利用契約の申込完了から72時間が経過するまでに、当該Virtual Circuit Interface利用契約の申込のキャンセルを当社所定の方法により当社に対して申告できるものとします。
2. 前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Circuit Interface利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日をもって当該Virtual Circuit Interface利用契約の申込はキャンセルされるものとし、すでに当該Virtual Circuit Interface利用契約の申込によりVirtual Circuit Interface利用契約が成立している場合、その利用契約は契約成立時点に遡って失効するものとします。

第7条（更新）

1. 更新の申込は、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Circuit Interface利用者は更新の申込に際して、予め利用帯域を当社に対して申告するものとします。なお、更新の申込は第6条に定めるキャンセルの対象にはなりません。
3. 更新は、前2項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Circuit Interface利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第3章 Virtual Circuit Interfaceの提供

第8条 (Virtual Circuit Interfaceの提供範囲)

1. 当社は、Virtual Circuit Interface利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Virtual Circuit Interfaceを提供するものとします。
2. Virtual Circuit InterfaceのSLAは、別紙に定める通りとします。

第9条 (利用帯域の制限)

1. 当社は、Virtual Circuit Interface利用者が申告した利用帯域を常に利用できることを保証しません。
2. 当社は、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもVirtual Circuit Interface利用者のトラフィックが利用帯域を超過または不足した事によってVirtual Circuit Interface利用者に発生する不利益等について責任を負わないものとします。
3. 当社は、Virtual Circuit Interfaceの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちにVirtual Circuit Interface利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

第4章 利用料金

第10条 （利用料金及び利用料金の計算方法）

1. Virtual Circuit Interfaceの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Virtual Circuit Interface利用契約の申込を当社が承諾した日の翌日から起算して3日目より課金を開始するものとし、この日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとしします。
4. 課金開始日までにVirtual Circuit Interface利用契約が第6条に定めるとおりにキャンセルされた場合、当該Virtual Circuit Interfaceの利用料金は発生しないものとしします。
5. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとしします。
6. 更新によるVirtual Circuit Interfaceの利用料金に変更が生じる場合は更新の申込を承諾した日より変更後の利用料金が適用されるものとしします。なお、課金変更日が属する月の課金計算は、日本標準時(JST)に基づき、暦日数を用いて日割計算するものとしします。
7. Virtual Circuit Interfaceの利用料金の課金終了日は、Virtual Circuit Interface利用者から解約の申込を承諾した日としします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとしします。
8. Virtual Circuit Interface利用契約がVirtual Circuit Interface利用者による解約以外の方法で終了した場合、Virtual Circuit Interfaceの利用料金の課金終了日はVirtual Circuit Interface利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとしします。

第5章 Virtual Circuit Interface利用契約の終了

第11条 (Virtual Circuit Interface利用者による解約)

1. Virtual Circuit Interface利用者がVirtual Circuit Interface利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. Virtual Circuit Interface利用契約は、前項に従って行われたVirtual Circuit Interface利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をVirtual Circuit Interface利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。

第12条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Virtual Circuit Interface利用契約は自動的に終了します。

第13条 (利用契約終了後の取扱い)

Virtual Circuit Interface利用契約の終了時点で存在するVirtual Circuit Interface利用者の一切の債務については、Virtual Circuit Interface利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

別紙: Virtual Circuit interface SLA (Service Level Agreement)

1. 定義・概略

当社はVirtual Circuit Interface利用者に対し、下記に定める通り、本サービスの稼働率・稼働時間等を保証するものとする。

尚、稼働率・稼働時間等の計測は、当社設備にて実施するものとする。

- 月間ネットワーク稼働率：月間のネットワーク稼働率で下記数式により算出

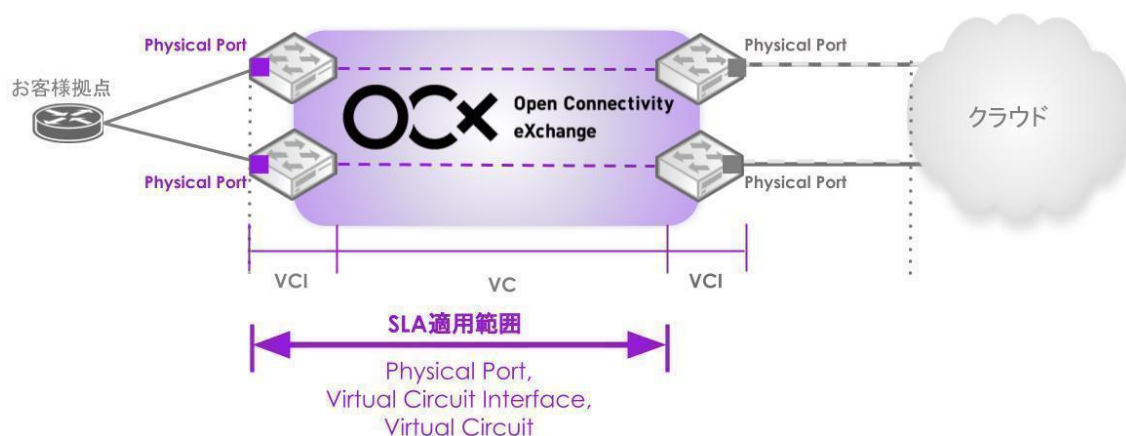
$$\text{月間ネットワーク稼働率(\%)} = \frac{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間} - \text{累計故障時間}}{\text{月総時間} - \text{メンテナンス時間}} \times 100\%$$

- 月総時間：月720時間（30日）
- 累計故障時間：月間の故障時間
- メンテナンス時間：月間のサービス断を伴うメンテナンス時間で
緊急メンテナンス時を含む
- 故障回復時間：故障発生時刻から故障回復時刻までの間
- 故障発生時刻：お客様から当社に故障申告した時刻
ただし、当社が故障申告と判断した場合
- 故障回復時刻：当社が故障回復を確認した時刻
- リソースメニュー：Virtual Circuit Interface

2. 適用範囲・対象構成

SLAの対象構成・適用範囲は下図の通りとする。本SLAでは、下図に記載のVirtual Circuit Interfaceに関する適用範囲を定めるものとする。

尚、SLAの適用条件として、別途当社が定める冗長構成が取られていることを必須とする。



3. サービスレベル

本サービスのSLA項目及びSLA値は下表の通り。

SLA項目	適用範囲	SLA値
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上
故障回復時間	冗長構成	1時間以内

4. 返金

- 4.1 サービスレベルを満たせなかった場合、お客様の返金請求に基づき返金手続きを行う。
- 4.2 お客様は故障日から起算して30日以内に返金請求を行う。30日以内に返金請求がなかった場合は、お客様は返金請求を行うことができないものとする。
- 4.3 返金請求を受けた場合、調査を実施しお客様へ報告する。当社がSLA適用と認めた時は、SLA適用と認めた日の翌々月以降に返金する。
- 4.4 返金率は下表の通りとする。

SLA項目	適用範囲	返金率	
月間ネットワーク稼働率	冗長構成	99.999%以上	当該月額費用の0%
		99.99%以上、99.999%未満	当該月額費用の2%
		99.9%以上、99.99%未満	当該月額費用の5%
		99.0%以上、99.9%未満	当該月額費用の10%
		97.0%以上、99.0%未満	当該月額費用の25%
		97.0%未満	当該月額費用の50%
故障回復時間	冗長構成	1時間未満	当該月額費用の0%
		1時間以上 2時間未満	当該月額費用の10%
		2時間以上 4時間未満	当該月額費用の20%
		4時間以上 6時間未満	当該月額費用の30%
		6時間以上 8時間未満	当該月額費用の40%
		8時間以上 72時間未満	当該月額費用の50%
		72時間以上	当該月額費用の100%

(2021年11月 1日 制定実施)

(2022年 6月 1日 改定実施)

(2022年11月24日 改定実施)

(2023年 2月15日 改定実施)

(2024年 5月 1日 改定実施)

(2024年10月 3日 改定実施)

(2025年 9月 1日 改定実施)